

更新講習会 受講対象の皆さまへ

令和3年度 愛媛県下水道協会主催

下水道排水設備工事責任技術者 更新講習等のご案内について

この案内は、平成 31 年度の更新講習会に申込みをしたものの未受講であった方、および、前回の案内時に辞退届を提出等された方に、送付しています。

さて、この案内が届いた方のうち、改めて責任技術者として活動を希望される場合、今回の受講を逃すと資格の失効となりますので、下記をお読みいただき、期限までに手続きをお願いいたします。

なお、愛媛県下水道協会は、今回の更新講習の実施にあたり、講習業務の実施などの運営について、東京都下水道サービス株式会社に委託をして実施します。

記

1 受講対象者の登録有効期間等の状況について

皆さまの責任技術者としての登録は、既に令和 2 年 3 月 31 日で有効期間切れとなっています。

しかしながら、これまで更新登録を継続されてきた責任技術者資格については、愛媛県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者要綱第 21 条第 3 号に基づき保有している状況であり、今回、受講されなければ資格が失効します。

なお、今回の更新講習を受講し、登録の更新を行うことで、令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの有効期間となります。(受講しただけでは更新となりませんのでご注意ください)

引き続き登録を希望される場合は **2** を確認のうえ **3** の手続きをお願いします。

愛媛県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者要綱 (抄)

(市町登録の更新及び更新講習)

第14条 責任技術者は、愛媛県内の市町の登録期間満了後、引き続き愛媛県内の市町の登録を受けようとするときは、あらかじめ技能の維持確認及び最新技術の習得等を目的とする更新講習を受講しなければならない。

(責任技術者となる資格の失効)

第21条 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する者は、責任技術者となる資格を失効する。

(1)～(2) 省略

(3) 第14条の規定により、講習会を受講しなかった者は、責任技術者証の有効期限の翌日から会長が定める日までに受講しなければ、責任技術者となる資格を失うものとする。ただし、特別な理由があると会長が認めた場合はこの限りではない。

※「責任技術者証の有効期限の翌日から会長が定める日まで」とは、有効期限の翌日から翌年の年末までとしています。

2 申込受付期間について

令和 3 年 9 月 22 日 (水) まで 【申込最終日の消印有効】 ※受付は郵送のみ

※ 上記期間を過ぎて届いた講習の受講申込みについては、原則、受付できませんのでご注意ください。

※ 講習の受講申込みをされた方で、10月になっても受講票が届かない場合は、東京都下水道サービス(株)までご連絡ください。

3 更新講習および受講申込みについて

● 受講の申込みに必要なもの

* 申込みには同封の返信用封筒をお使いください

今年度は、コロナウイルス感染防止のため、更新講習を自宅学習方式による講習といたします。(テキストによる学習、ビデオ学習、問題学習) 講習終了後報告書を提出していただきます。

① 下水道排水設備工事責任技術者 更新講習受講申込書

同封の受講申込書に記載している注意事項を確認し、記入してください。

② 受講手数料の納付

◆ 同封の払込用紙にて納付する場合

郵便局で受講手数料(3,500円(払込手数料別途必要))を納付後、受講申込書の所定の位置に「郵便払込請求書兼受領証」又はその写しを貼付してください。

◆ ATMにて納付する場合

払込用紙に記載された振込先へ受講手数料(3,500円(払込手数料別途必要))を振込後、受講申込書の所定の位置に「ご利用明細書」又はその写しを貼付してください。

～ 注意点 ～

- ▶ 手数料を払い込む際の依頼人名は、更新講習会を受講する責任技術者名で行ってください。(経費等として事業所名で払い込む場合も、必ず責任技術者名を併記してください。)
- ▶ 申込受付後の手数料の返還はできません。

振込先

ゆうちょ銀行 一六九(イチロクキユウ)店

えひめけんげすいどうきょうかい

当座 0015186 愛媛県下水道協会

④ 下水道排水設備工事責任技術者証の写し

責任技術者証(有効期間平成32年3月31日のもの)の写しを同封してください。

※ 既に破棄等されてお手元がない場合は、愛媛県下水道協会事務局までご連絡ください。

4 お問い合わせ先

<講習会の申込み等に関すること>

東京都下水道サービス株式会社

〒100-0004 千代田区大手町二丁目6番2号

(愛媛県責任技術者更新講習担当)

TEL 03-3241-0843

<責任技術者に関すること>

愛媛県下水道協会事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市上下水道サービス課内

TEL 089-948-6529 **HP** <http://www.gesui-ehime.jp/>

<<ご注意>> 更新講習会を受講される皆さんへ

更新講習会を受講しただけでは登録の更新はされませんのでご注意ください。更新は各市町が定める期間内に、各市町の下水道担当課にて登録更新の手続きを行う必要があります。

※ 登録の更新手続きの詳細は、更新講習会受講の修了証を配布する際にお知らせします。